

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第61号

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「こと（）」の右に「徴収金の過誤納金の還付に関する事務並びに」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)